国民年金のお知らせ

国民年金保険料について

万二千九百二十円)です。 での国民年金保険料は、 一万四千四百十円(年額十七 納付書は、社会保険事務所 ことし四月から来年三月ま 月額

248-1165) にお尋ね ください。 す。届かない場合は、埼玉国 民年金電話相談センター(囮 から四月上旬に送付されま

納付書で納める場合の割引

引きされる制度があります。 前払い(前納)すると、 一年前納…十六万九千八百五 国民年金保険料をまとめて 割り

円、 十円 納期は4月30日水ま (割引額=三千七十

半年前納…八万五千七百六十 まで、 期は、 (割引額=七百円)、納 後期分は10月31日金 前期分が4月30日水

年度途中から来年三月まで前

納…割引額は五十~二千五 とする月の末日まで ほど割引が大きくなりま 百六十円 納期は、 (納める月が早い 前納しよう

ごみゼロ運動 6月1日_田·10月26日_田

事予定などを決めるときには、ご留意ください。 民運動。ことしは、右記の日程で行います。各団体の行 「ごみゼロ運動」は、きれいなまちづくりのための市

問い合わせ…資源循環推進課・阻224-5908

口座振替で納める場合の割引 年前納…十六万九千三百円

円、 日(水) (割引額=三千六百二十 引き落としは4月30

半年前納…八万五千四百八十 引き落としは、前期分が4 円(割引額=九百八十円)、 月30日水、後期分が10月31

当月引き落とし…一万四千三 円)、 百六十円(割引額=五十 引き落としは当月末

六七号・七ページをご覧くだ *口座振替については、一月 一十五日発行の広報川越一一

学生納付特例申請

保険料を後払いできます。 険料の支払いが困難な場合に 生で本人の所得が少なく、保 け付けます。二十歳以上の学 四月から新年度の申請を受 前

> 望する方も申請が必要です。 年度特例を受け、引き続き希 対象…大学・短大・高校・高 等専門学校・専修学校など に在学する二十歳以上の学 (所得制限あり)

受け付け…市民課(本庁舎 書・年金手帳・印鑑

年金額への影響…老齢基礎年 から加算金が付きます) 年間追納できます(三年目 間の保険料については、十 算入されます。納付特例期 が、老齢・障害・遺族基礎 金額には反映されません 階)・出張所・連絡所 年金を受けるための要件に

も引き続き同じ学校に在学 認されていて、 例申請時に在学予定期間を 平成十九年度の学生納付特 申請書に記載し、特例が承 同二十年度

する場合

り、窓口での申請も可能です。 きます。なお、これまでどお 保険事務局事務センターあて 問い合わせ…市民課国民年金 に郵送することで、申請がで ガキ形式の申請書を、社会 担当・瓜224-5764 社会保険庁から送付される

の手続きを忘れずに 国民健康保険 春は異動 の季 節 (国保

国保加入の届け出は?

用意する物…学生証

(新しい

学年の物) または在学証明

険に加入していない方は、 ださい。 保に加入する届け出をしてく などを退職したりして健康保 川越市に転入したり、会社 玉

保険担当者にお尋ねくださ 退職後も会社の健康保険に継 続加入できる制度がありま または他の健康保険を喪失し た日からとなります。ただし 国保の加入は、転入した日 詳しくは、 勤務先の健康

届け出に必要な物

①健康保険資格喪失証明書 険を喪失した証明書 今まで加入していた健康保

> ②国民健康保険証…現在世 内に国保の加入者がいる場 加入している方の保険

③運転免許証またはパスポ

を受給している六十五歳未満 されている年金証書も、 生年金などの加入期間が記載 での国保加入となります。 以上であれば退職者医療制度 の方は、年金加入期間が一定 *現在、厚生年金や共済年 しょに持参してください。 ト…お持ちの方 厚

国保喪失の届け出は?

届け出をしてください。なお 加入した場合は、国保喪失の ありません。 る方は、喪失の届け出は必要 などにより会社の健康保険に 後期高齢者医療制度に加入す 国保に加入していて、

届け出に必要な物

②今まで使用していた国民健 ①新たに加入した健康保険証 康保険証

届け出窓口

出張所・連絡所。 健康保険課(本庁舎二階)・ 国保加入・喪失とも、 玉

問い合わせ…国民健康保険課 旧224-5836

高額医療・高額介護合算制度が始まります ~ 申請は来年9月から ~

4月から、医療保険および介護保険の自己負担の合計額が著しく高額になる場合において、市民の皆さんの経済 的な負担を軽減するため、「高額医療・高額介護合算制度」が始まります。

これは、各医療保険(国民健康保険・被用者保険・後期高齢者医療制度など)加入世帯に介護保険受給者がいる場合、被保険者からの申請に基づき、世帯単位で医療と介護の自己負担額を合算し、新たに設定される自己負担限度額を超えた場合に、「高額医療合算介護(介護予防)サービス費」を支給する制度です。詳しくはお尋ねください。また、各被用者保険に関しては、加入している医療保険者に確認してください。

対象…各医療保険における世帯のうち、医療と介護の両制度共に自己負担がある世帯

制度の仕組み…支給総額を計算したうえで、各制度で支給する額を計算

- *支給総額=「世帯における医療・介護の自己負担額の年間合計額」から「自己負担限度額」を除いた額。
- *「世帯における医療・介護の自己負担額の年間合計額」=毎年8月1日から翌年7月31日までを対象年度とし、 医療保険と介護保険の自己負担額が対象(医療保険は一部負担金など、介護保険は利用者負担額が対象で、食費・ 差額ベッド代などは含まない。また、高額療養費や高額介護サービス費が支給される場合には、その支給額を差し 引いた額)。
- *「自己負担限度額」=各医療保険の制度や所得・年齢区分に応じて設定。
- 経過措置…施行初年度の平成20年度については、対象年度よりも前に制度が施行されることから、計算期間を平成20年4月1日似から同21年7月31日金の16か月間に延長するとともに、自己負担限度額についても通常の額の3分の4に増額して計算
- 申請手続き…来年9月以降、介護保険課(本庁舎1階)で介護の自己負担額の証明を受けて、各医療保険者に申請 してください
- *詳しくは、今後、広報川越や市ホームページなどでお知らせします。
- 問い合わせ…介護保険に関して=介護保険課・旧224-5817

国民健康保険に関して=国民健康保険課・TL224-5833

後期高齢者医療制度に関して=医療助成課・TL224-5842

後期高齢者医療制度に該当する重度心身障害者医療受給者の 医療費の支給方法が変わります

4月1日(火)から老人保健制度に代わり、後期高齢者医療制度が始まります。これに伴い、後期高齢者医療制度に該当する重度心身障害者医療受給者の医療費の支給方法が下記のとおり変更されます。詳しくはお尋ねください。

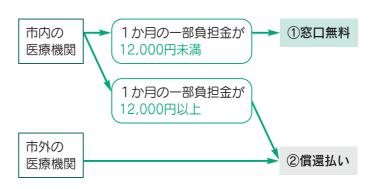
受給者証について

現在お持ちの「重度心身障害者医療費受給証明書」(白色)は3月末日で失効し、「重度心身障害者医療費受給者証」(うぐいす色)へ切り替わります。この受給者証は3月24日に送付しました。3月31日(月)に住所の町名地番変更がある方には、4月1日(火)に発送する予定です。

支給方法について

①窓口無料扱い(現物給付)

市内の医療機関などで受診する際、後期高齢者医療被保険者証と重度心身障害者医療費受給者証を提示すれば、窓口無料扱いとなりますので、保険診療分の支払いはありません(一部医療機関を除きます)。ただし、1つの医療機関につき1か月の一部負担金が12,000円以上のときは、②の償還払いとなります。



②償還払い

●市外の医療機関などで受診した場合や、市内の1つの医療機関における1か月の一部負担金が12,000円以上の場合

一部負担金などをいったん支払い、川越市重度心身障害者医療費支給申請書により市へ請求し、支給を受ける方法です。支給申請書は、診療を受けた月の翌月以降に医療助成課(本庁舎2階)・出張所・連絡所に提出してください(郵送可)。市内医療機関などで受診のときは、支給申請書を医療機関の窓口に提出できる場合があります。

問い合わせ…医療助成課・TL224-5842